

公 示 第 2 号  
公 示 第 2 号  
最終改正 (平成30年12月20日)

**津港における船舶と陸地との間の交通場所並びに  
貨物の積卸場所の指定について**

津港における関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定による船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所を、下記のように指定したので、関税法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

平成17年4月1日

四日市税関支署長 齊藤 修

記

1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
(1) 伊倉津埠頭公共岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(2) ジャパンマリンユナイテッド株式会社津事業所1号、2号、3A号、3B号岸壁及び修理ドックにけい留する船舶	ジャパンマリンユナイテッド株式会社津事業所正門受付前通路
(3) JFEエンジニアリング株式会社津製作所ドルフィンにけい留する船舶	左欄に掲げる施設に設置された保安用フェンス等の開門ゲート

2. 貨物の積卸場所

場所の名称	所 在 地	備 考
(1) 伊倉津埠頭公共岸壁	津市雲出鋼管町	
(2) ジャパンマリンユナイテッド株式会社津事業所1号、2号、3A号、3B号岸壁及び修理ドック	津市雲出鋼管町1番地3	
(3) JFEエンジニアリング株式会社津製作所ドルフィン	津市雲出鋼管町41番地先	

(注)「場所の名称」は、港湾管理者が公示したもの又は企業により港湾管理者あてに届出たものである。